



# 山形県公報

平成30年4月1日(日)

号外(7)

## 目次

### 規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) … 1
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………( 同 ) … 5
- 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則……………( 同 ) … 6

### 訓 令

- 山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) …同
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令……………( 同 ) …同

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第40号

#### 山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改める。

第9条第1項の表総務部の項中「、広聴担当」を削り、

広報推進課
-------

を

広報広聴推進課
---------

に、

「広報戦略担当」を「広報戦略担当、広聴担当」に改め、同表企画振興部の項中「、連携推進担当」、「、地域振興担当」及び「、社会保障・税番号システム担当」を削り、同表健康福祉部の項中

健康長寿推進課	地域包括ケア推進担当、介護事業担当
---------	-------------------

を

健康づくり推進課	健康づくり担当、疾病予防担当、がん対策担当
長寿社会政策課	地域包括ケア推進担当、介護事業担当

に、「医療・地域生活支援担当、

指導調整・難病対策担当」を「障がい者活躍推進担当、障がい医療・難病対策担当」に改め、同表観光文化スポーツ部の項中「、戦略的誘客担当」を削り、同表農林水産部の項中「企画担当、事業推進担当」を「企画調整担当」に、「担い手交流担当」を「全国農業担い手サミット推進担当」に、「漁港漁場担当」を「水産加工・流通担当、漁

港漁場担当」に改め、同表県土整備部の項中

建築行政担当、安心居住推進担当、企画担当、住まいづくり支援担当、建築物耐震化担当
--

を

「企画担当、建築行政担当、建築物耐震化担当、安心居住推進担当、住まいづくり支援担当」に改め、同条第2項の表中「防災行政無線担当」を

「防災指導担当」に改め、同条第3項の表中

危機管理課	復興・避難者支援室		を
-------	-----------	--	---

市町村課	地域活力創造室	移住・定住推進担当、地域づくり推進担当、連携推進担当	に、
危機管理課	復興・避難者支援室		

健康長寿推進課	健康づくりプロジェクト推進室	健康づくり担当、がん対策担当	を
産業政策課	地域産業振興室		

産業政策課	地域産業振興室		に、
-------	---------	--	----

雇用対策課	正社員化・働き方改革推進室		を
-------	---------------	--	---

雇用対策課	正社員化・働き方改革推進室		に、
観光立県推進課	美食・美酒ツーリズム推進室		

「山形駅西口拠点施設整備推進室」を「山形県総合文化芸術館整備推進室」に改める。

第13条第1号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、ホをハとし、同条第2号中「広報推進課」を「広報広聴推進課」に改め、同号に次のように加える。

- ロ 世論の広聴に関する事
- ハ 県民の請願、陳情その他要望等の処理に関する事

第13条第3号ル中「広報推進課」を「広報広聴推進課」に改める。

第14条第2号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘを削り、トをホとし、チの前に次のように加える。

- ヘ 県と市町村との連携の推進に関する事
- ト 市町村総合交付金に関する事

第14条第4号へ中「の導入」を「に係る情報システムの運用管理」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市町村課の分掌事務のうち前項第2号へからヌまでに掲げる事務は、地域活力創造室で所掌する。

第15条第1項第8号に次のように加える。

- ソ 住宅宿泊事業に関する事

第15条の2第2号ル中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改める。

第16条第1項第3号ロ中「健康長寿推進課」を「健康づくり推進課」に改め、同条第4号中「健康長寿推進課」を「健康づくり推進課」に改め、同号チからヌまでを削り、同条第5号へ中「スポーツ振興」を「スポーツ及び芸術振興」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 長寿社会政策課

- イ 高齢社会対策に関する事

ロ 老人福祉に関すること

ハ 介護保険に関すること

第16条第2項中「、健康長寿推進課の分掌事務のうち同項第4号イからトまでに掲げる事務は健康づくりプロジェクト推進室で」を削る。

第17条第1項第1号中ヲをワとし、ニからルまでをホからヲまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 地域経済牽引事業の促進に係る連絡調整に関すること

第17条第1項第3号チ中「農村地域工業等導入」を「農村地域への産業の導入」に改める。

第17条の2第1項第1号中ルをヲとし、ホからヌまでをへからルまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 大型観光キャンペーンに関すること

第17条の2第1項第4号ハ中「山形駅西口拠点施設」を「山形県総合文化芸術館」に改め、同条第2項中「インバウンド・国際交流推進課」を「観光立県推進課の分掌事務のうち前項第1号ニ及びホに掲げる事務は美食・美酒ツーリズム推進室で、インバウンド・国際交流推進課」に、「前項」を「同項」に、「山形駅西口拠点施設整備推進室」を「山形県総合文化芸術館整備推進室」に改める。

第18条第1項第8号ニ中「加工利用」を「加工及び流通」に、「こと」を「こと（6次産業推進課で所掌するものを除く。）」に改める。

第33条第1号サ中「総務課に限る」を「村山総合支庁及び西置賜総務課を除く」に改める。

第34条第1号ハ中「及び最上総合支庁にあつては保健企画課で所掌するもの」を削り、同号ニ中「及び最上総合支庁」を削り、同号中へを削り、トをへとし、チをトとし、同号リ中「及び最上総合支庁」を「、最上総合支庁及び置賜総合支庁」に改め、同号リを同号チとし、同号ヌ中「にあつては保健企画課で所掌するもの、」を「及び」に改め、同号ヌを同号リとし、同号中ルをヌとし、同号ヲ中「及び庄内総合支庁」を「、置賜総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同号ヲを同号ルとし、同号中ワをヲとし、同号カ中「婦人相談、母子相談」を「女性相談、母子、父子及び寡婦相談」に改め、「及び置賜総合支庁」を削り、同号カを同号ワとし、同号ヨ中「及び置賜総合支庁」を削り、同号ヨを同号カとし、同号タの前に次のように加える。

ヨ 身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関すること（生活福祉課を除く。）

第34条第3号中ミからエまでを削り、同号ヒ中「村山総合支庁及び庄内総合支庁を除き、置賜総合支庁にあつては地域保健福祉課で所掌するものを除く」を「最上総合支庁に限る」に改め、同号ヒを同号ミとし、同号中モをシとし、同号セ中「及び置賜総合支庁」を削り、同号セを同号エとし、同条第6号ロからニまでの規定中「母子」を「母子、父子」に改め、同号ホ中「母子」を「母子、父子」に、「こと（）」を「こと（置賜総合支庁及び）」に改め、同号ヌ中「婦人相談、母子相談」を「女性相談、母子、父子及び寡婦相談」に改める。

第59条の2中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改める。

第59条の3の表中「婦人相談担当」を「女性相談担当」に改める。

「第5款 婦人相談所」を「第5款 女性相談センター」に改める。

第59条の13中「の規定により、山形県婦人相談所」を「に規定する婦人相談所として、山形県女性相談センター」に改める。

第59条の14中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改める。

第127条中「係を」を「係及び科を」に改め、同条の表中

係名	を	係名・科名	に、
電子情報システム部			を
電子情報システム部		ロボット技術科	に改める。

第138条を次のように改める。

（内部組織）

第138条 職業能力開発校に庶務係、自動車訓練課、建設技術訓練課及び能力開発支援課を置く。

第148条第2号中「、資源利用及び加工技術」を「及び資源利用」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 農産物の加工技術に関する試験研究、調査、指導及び研修に関すること  
 第151条第4号イ中「加工」を「加工技術」に改め、同号に次のように加える。

ロ 農産物の加工技術に関する指導及び研修に関すること

第158条第1項中「海洋資源部」を「海洋資源調査部、資源利用部」に改める。

第199条の表中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第4条の規定による改正後の」を削り、

山形県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	健康長寿推進課
山形県栄養改善対策審議会	栄養の改善を図り、県民の健康な生活を営むことの指導実施計画について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	

を

山形県栄養改善対策審議会	栄養の改善を図り、県民の健康な生活を営むことの指導実施計画について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	健康づくり推進課
山形県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	長寿社会政策課

に、

山形県農村地域工業等導入審議会	農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第4条第1項並びに第5条第1項及び第2項の規定による農村地域工業等導入基本計画及び実施計画の作成その他農村地域工業等導入促進に関する重要事項について調査審議すること	を
-----------------	--	---

山形県農村地域産業導入審議会	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定による農村地域への産業の導入に関する基本計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項について調査審議すること	に、
----------------	--	----

「農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第131条第1項及び第143条の2第2項の規定による農業共済組合連合会の組合員の提起する保険に関する訴の審査並びに農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金及び保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議をすること

を  
「農業保険法（昭和22年法律第185号）第222条第2項の規定による農業災害の発生、予防及び防止に関する事項、共済掛金、保険料等の適正化に関する事項等に関する調査審議をすること

に改め

る。

第200条第1項の表中

次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。
----	--------	------------------------------

を

次長	部及び会計局	部長又は会計局長を補佐し、部又は会計局の事務を整理する。
改革推進監	総務部	部長を補佐し、行財政改革に関する事務を整理する。
女性活躍推進監	子育て推進部	部長を補佐し、女性の活躍に関する事務を整理する。

に改める。

第201条第1項の表中

科長	子ども医療療育センター
----	-------------

を

科長	子ども医療療育センター及び工業技術センター
----	-----------------------

に改め、

同条第2項の表中「院長」を「院長等」に、

歯科医師	上司の命を受けて歯科業務に従事する。
------	--------------------

を

歯科医師	上司の命を受けて歯科業務に従事する。
副看護部長	看護部長を補佐する。

に、

機関士	上司の命を受けて機関業務に従事する。
-----	--------------------

を

機関士	上司の命を受けて機関業務に従事する。
通信長	上司の命を受けて高度の通信業務を処理する。

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第41号**

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部

を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 局長及び参事

第2条第4号中「、所長、副所長」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第42号**

**地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則**

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 局長及び参事

第2条第4号中「、所長、副所長」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**山形県訓令第6号**

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令**

山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中 「健康長寿推進課」 を 「健康づくり推進課」 に、 「山形駅西口拠点施設整備推進室」 を

「山形県総合文化芸術館整備推進室」 に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**山形県訓令第7号**

庁 中  
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令**

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「総務部広報推進課長」を「総務部広報広聴推進課長」

に、「健康長寿推進課長」を「長寿社会政策課長」に改める。

別表第1の2危機管理員の項充てる職の欄中「（次長）」を「（複数の次長を置く部の次長にあつては、次長）」に改める。

別表第2福祉相談センターの項中 「置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課課長補佐」を

「置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課保健支援主幹」に改め、同表中「婦人相談所」を

「女性相談センター」に改め、同表知的障がい者更生相談所の項中

「庄内児童相談所次長」を

「庄内児童相談所地域指導主幹」に、

「庄内支所判定員 庄内児童相談所主任主事及び児童心理司」を

「庄内支所主任相談判 庄内児童相談所主任児童心理司  
定員」に改め、同表農業総合研究セ  
「庄内支所判定員 庄内児童相談所児童心理司」

ンター養豚試験場の項中

「主任主事 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室主任主事」を

「主査 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室主査」に改め、同表病虫害防除所の

項中 「総務主査 農業総合研究センター総務主査  
主査 農業総合研究センター主査」を

「総務主査 農業総合研究センター総務主査」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成30年4月1日印刷 発行所 山形県庁  
平成30年4月1日発行 発行人 山形県